

学びにおけるオンラインの活用／ 学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障 について （関連資料）

資料1

令和4年12月21日 中央教育審議会初等中等教育分科会
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた
学校教育の在り方に関する特別部会
義務教育の在り方に関するワーキンググループ 第3回

2. 学びの多様性

3) 学びにおけるオンラインの活用

- － へき地等の小規模校や、不登校特例校等における遠隔授業の活用・推進について、どのように考えるか。
- － NPOや民間企業等が、様々なオンラインプログラムを提供している現状を踏まえ、学校との連携や支援の観点から、オンラインを活用した学びの充実について、どのように考えるか。

4) 学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障

- － 不登校特例校、学校内の別室、教育支援センター、フリースクールなど、学校内外の様々な学びの場の充実について、どのように考えるか。その際、学校外の学びの場における質保証についてどのような方策が考えられるか。
- － 子供や家庭の個々の状況に応じた学びの場を提案・提供する仕組みづくりや、そうした学びの場へのアクセスを確保するためには、どのような方策が考えられるか。

黒沢委員、今村委員のご説明に当たってお願いした事項

○取組の概要

- 不登校の子供たちの学びの継続において、オンラインの意義と留意すべき点
- 不登校の子供たちの支援における公と民それぞれの役割
- 相談・指導機関につながることでできない子供たちのために必要な支援や、つながりを継続するために必要な対応
- 学校に行きたいけど、行けない、という子供たちにとって望ましい学校教育の姿

第Ⅰ部 総論

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

（3）これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- 新たなICT環境や先端技術を効果的に活用することにより、以下のようなことに寄与することが可能となると考えられる。
 - ・ **学びにおける時間・距離などの制約を取り払うこと**（例えば、遠隔教育により、学びの幅が広がる、多様な考えに触れる機会が充実する、様々な状況の子供たちの学習機会が確保されるなど、場面に応じた学びの支援を行うこと）

第Ⅱ部 各論

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

（1）基本的な考え方

- 今後は、対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践で明らかになる成果や課題を踏まえ、発達の段階に応じて、端末の日常的な活用を「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、**教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）**ことで個別最適な学びと、協働的な学びを展開することが必要である。

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

（3）特例的な措置や実証的な取組等

②学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用

- 学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養，不登校など）に対し，**遠隔・オンライン教育を活用した学習について出席扱いとする制度や，学習の成果を評価に反映することのできる制度の活用促進**に向けて，好事例を周知し，学校外での学習活動の適切な把握を進めるとともに，制度の利用状況を分析し，より適切な方策を検討するべきである。

③個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

- **遠隔・オンライン教育も活用した，日本や外国の大学や研究機関，企業等をはじめとした社会の多様な人材・リソースなどを活用**することで，最先端のアカデミックな知見を用いた特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導について，実証的な研究開発を進めることが必要である。
- また，**特別な配慮を必要とする児童生徒に関して特別の教育課程を編成し，多様なメディアを効果的に活用し遠隔教育を行うこと（やむを得ず学校に登校することができない児童生徒については，学校外における受講も認めること）**について，**特例的な措置を講じ，対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施**するべきである。

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

（2）児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

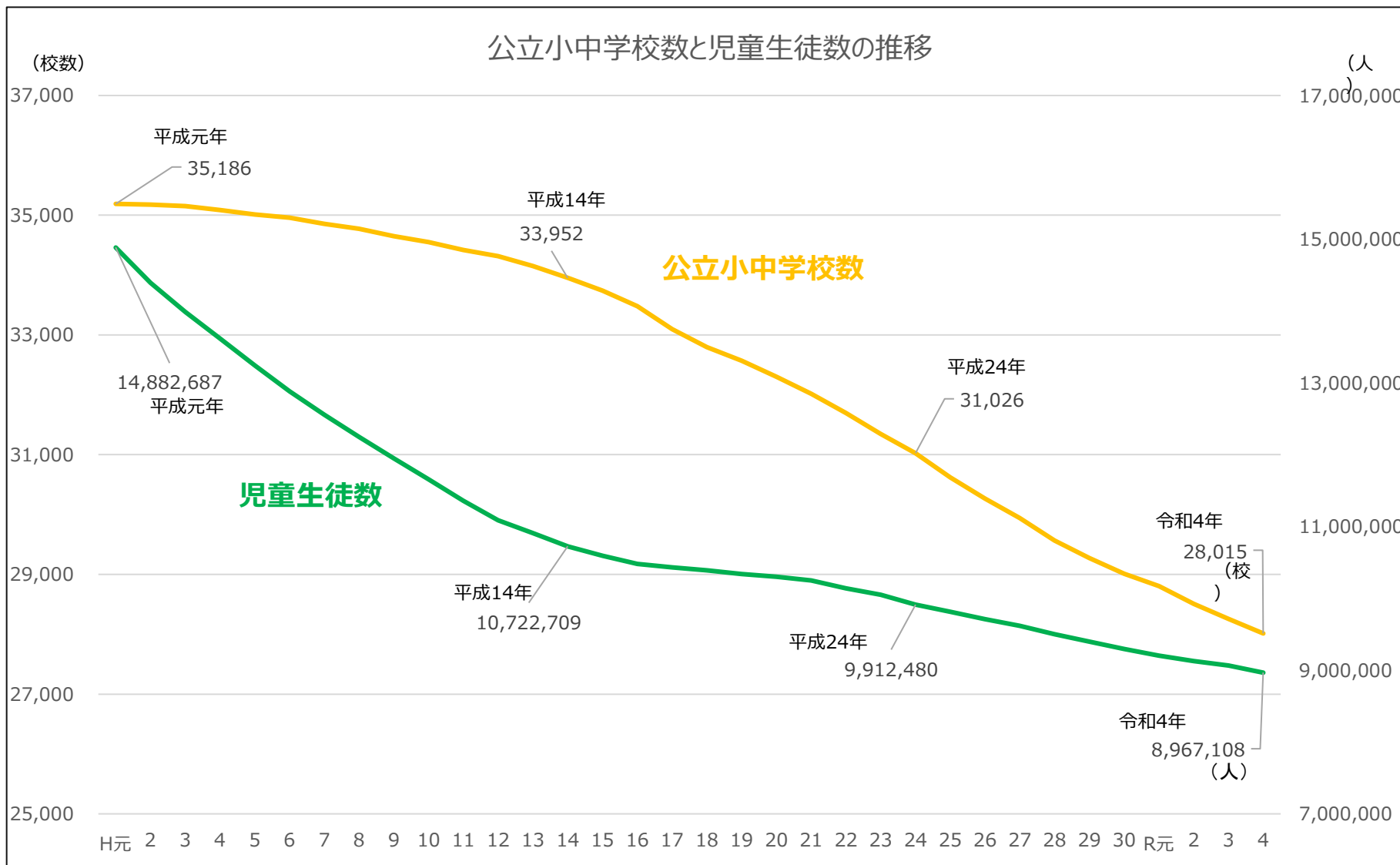
③中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島などの地域に立地する小規模な学校においては、自校の教育資源に限りがあり、単独で児童生徒の多様なニーズの全てに対応することは困難であることから、「自前主義」からの脱却を図る必要がある。
- 例えば、義務教育段階においては、**山間・へき地や、小規模校などの学校で児童生徒間の多様な交流や専門家による対面での指導が困難な場合に、遠隔授業を積極的に活用**することにより、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組む機会の充実を図り、また、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る必要がある。

公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R4）

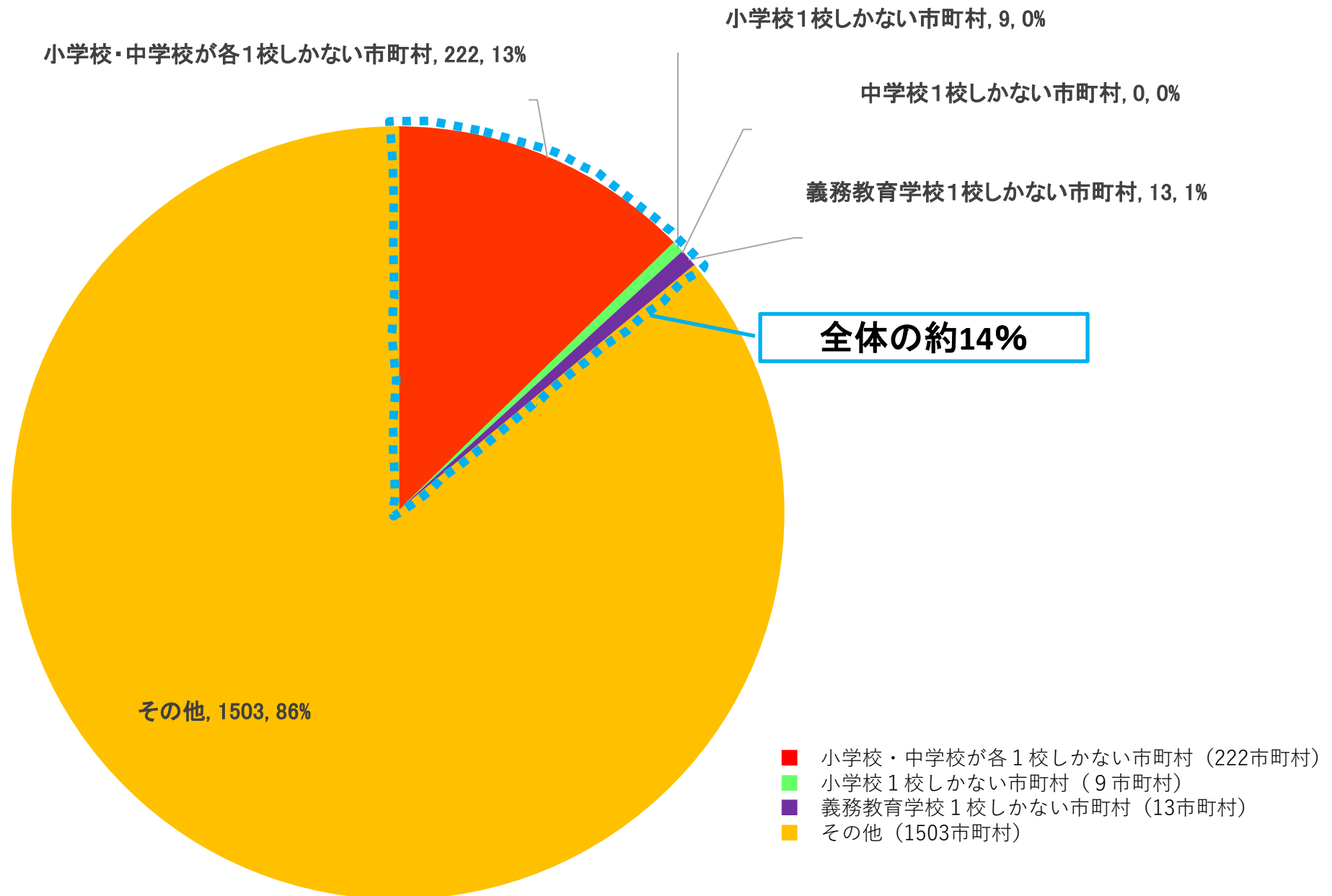
- 過去10年間で公立小中学校の学校数は9.7% (3,011校)減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.5% (945,372人)減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等^{※1}という市町村は244 (14.0%)^{※2}ある。^{※3}

※1: 1小1中0義務、1小0中0義務、0小0中1義務
 ※2: 令和3年5月1日時点の市町村数 (1747市町村) を分母として算出



出典: 文部科学省 令和4年度学校基本調査(速報値)
 (※3のみ文部科学省 令和3年度学校基本調査)

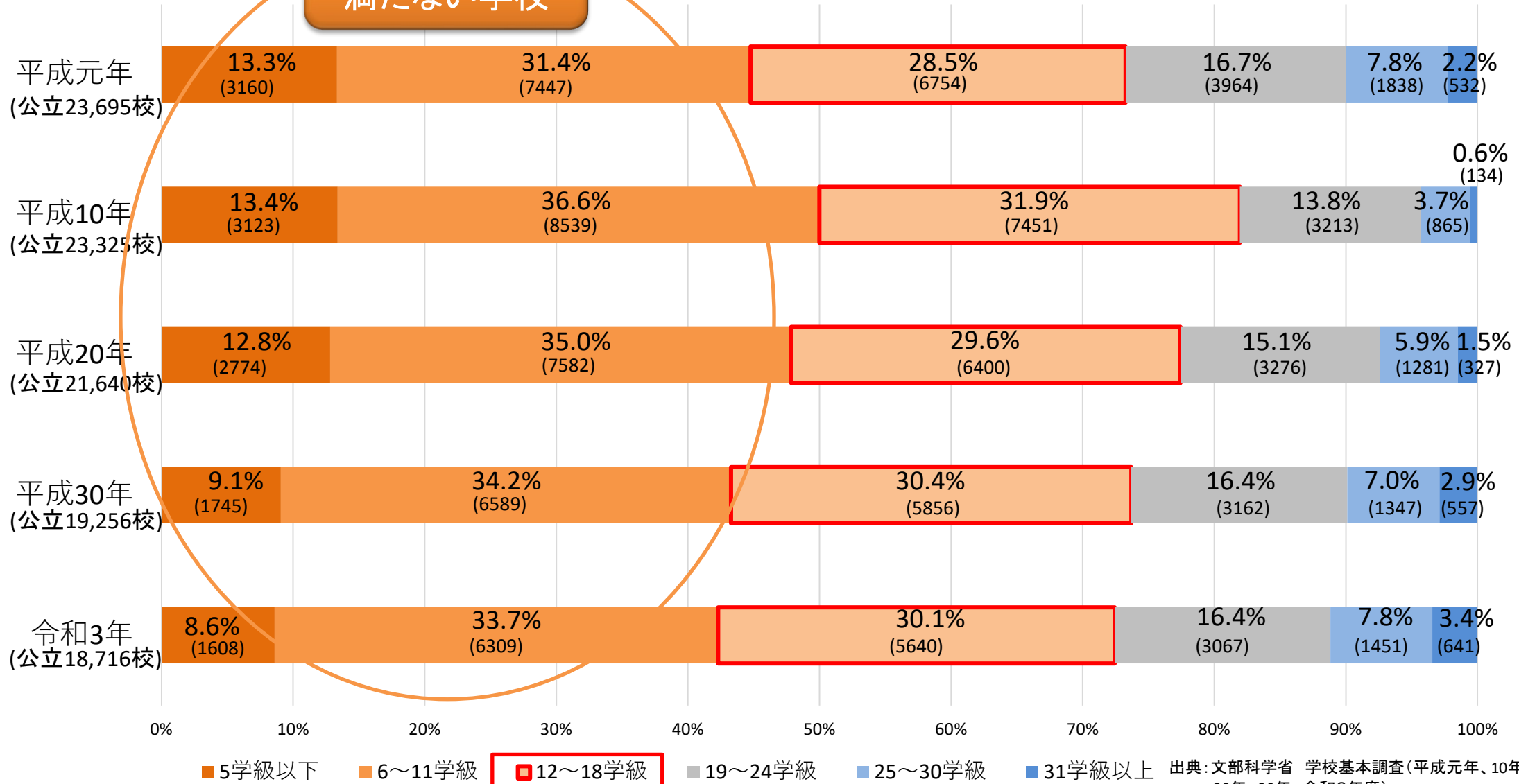
1小1中等（1小学校/1中学校/1義務教育学校）の割合



公立小学校の約4割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



出典：文部科学省 学校基本調査(平成元年、10年、20年、30年、令和3年度)

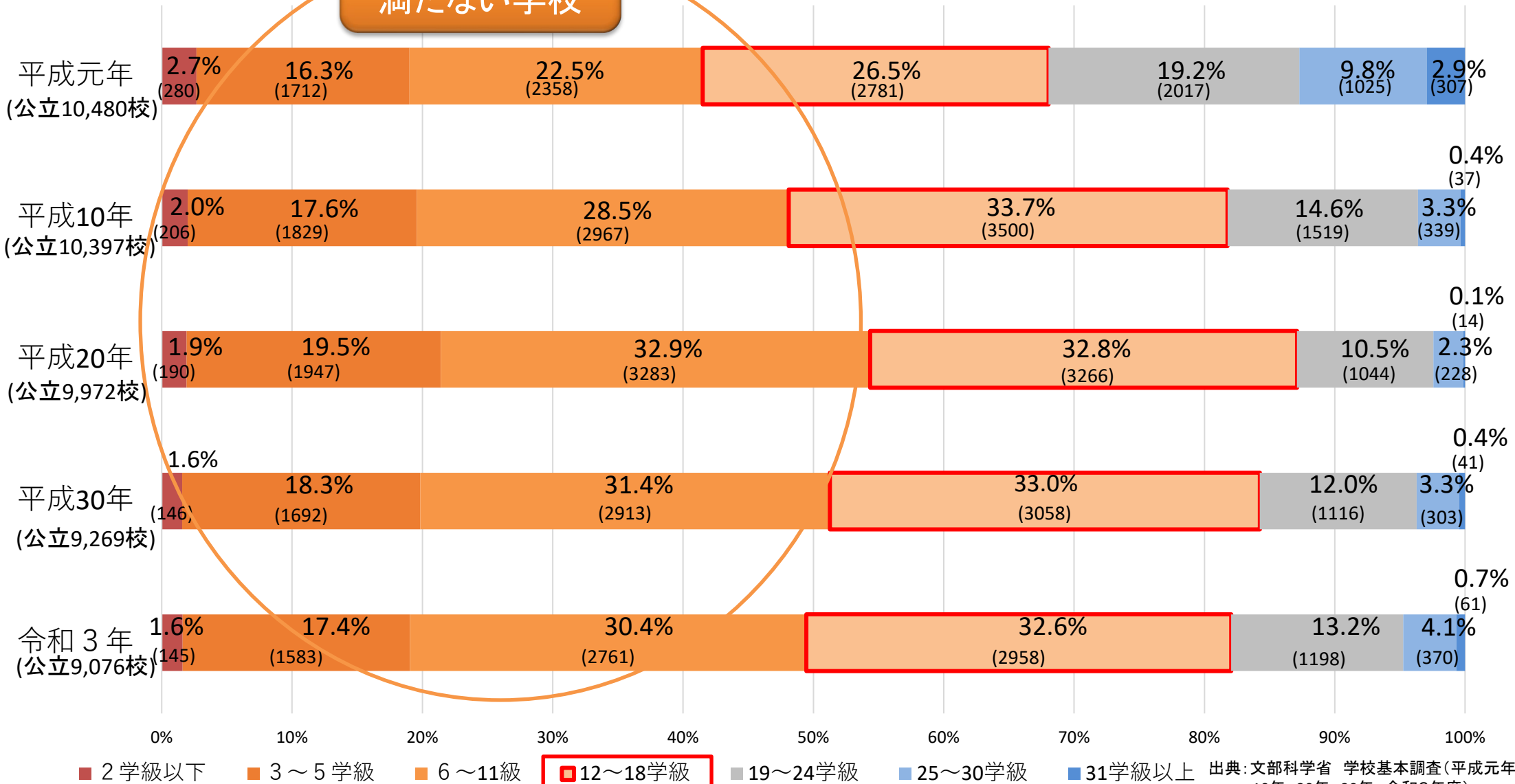
【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立中学校の約 5 割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の () 内の数字は全体の学校数 (0 学級の学校数を除く) に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態
 その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

【少人数を生かした指導の充実】

- 一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。
 - ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
 - ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
 - ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
 - ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
 - ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
 - ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
 - ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
 - ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
 - ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

(出典)「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成27年1月27日 文部科学省)
※【 】中及びタイトルは、本資料用に改編。

【学級における児童生徒数(学年単学級の場合)が極端に少ない場合に生じる課題】

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模(1学級の児童生徒数)を考慮することが極めて重要になってきます。(略)一般に、学級規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが(略)、その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、(略)学級数が少ないことにより生じる様々な課題のうち、以下の点が特に顕著な課題として現れてきます。

- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

遠隔教育の類型

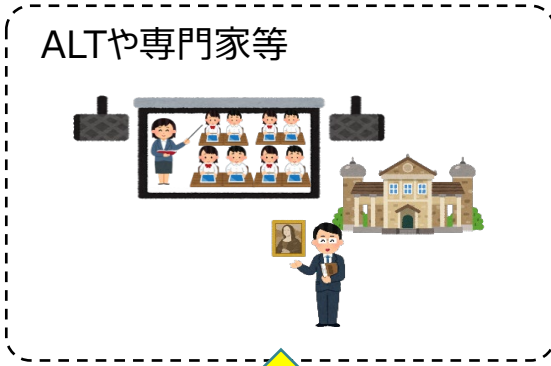
合同授業型

▶ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。



教師支援型

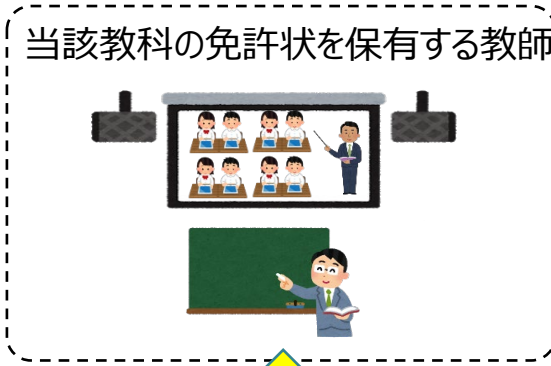
▶ 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。



教科・科目充実型

※高等学校段階のみ

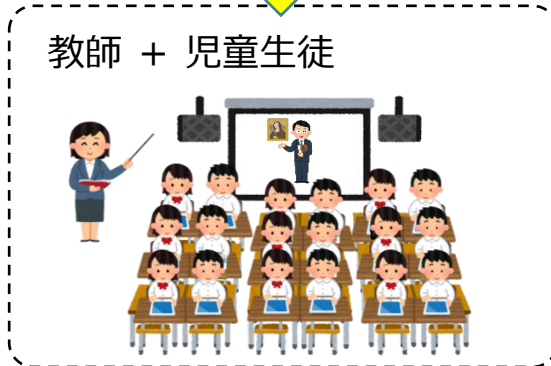
▶ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。



送信側

同時双方向

同時双方向



受信側

- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げること**や、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

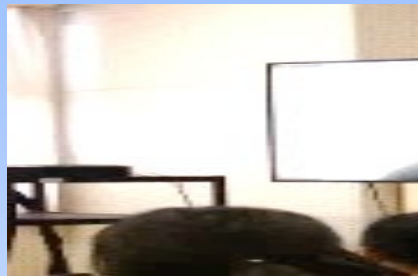
小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

遠隔合同授業

概要

- 遠隔会議システムなどのICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業
- 一方向・一斉型の授業だけでなく、児童生徒が自ら課題を発見して主体的に学び合ったり、対話や議論を通じて、集団としての考えを発展させたりする協働的な活動が求められる



	従来型の遠隔授業	遠隔合同授業
主な活動	遠く離れた児童生徒との交流	近隣の学校同士が合同で多数での授業を実施
実施頻度	イベント的に実施 (年に1～数回程度)	継続的・計画的に実施 (1年を通して実施)
期待される主な効果	・他地域のことを知る ・自分の地域のことを再確認する	・多様な意見や考えに触れる ・社会性を養う ・発表する機会を創出する等

遠隔合同授業で見られる主な学習活動

教員の説明や発問

大型提示装置越しに、教員が説明を行う。児童生徒も相手校の教員に質問するなど、同じ教室にいるような活動が行われる。



板書や教材の提示

板書をカメラで撮影したり、両校で同じデジタル教材を表示したりして、授業に必要な情報を共有する。



全体で行う発表や話し合い

児童生徒が自分の考えを発表する。その様子はカメラで撮影されて、相手校にも伝わる。



グループやペアでの活動

情報端末の遠隔会議システムを通じて、相手校と一緒にグループを作って、活動を行う。



遠隔合同授業の主な効果

多様な意見や考えに触れられる

遠隔授業での発表や話し合いを通じて、異なった視点からの発露に気づくことができる。



友達との話し合いや議論を通じて、自分の考えを深められる

自校の児童生徒にはなかった考え方を聞くことで視野が広がり、自分の考えの良さや問題点に気づくことができる。



コミュニケーション力や社会性が養われる

大人数を相手に緊張する中で、言葉や図を工夫して説明する姿が見られる。



学習意欲や相手意識が高まる

相手校の児童生徒に説明することで、「どうやったらわかってもらえるか」という意識を持って考えることができる。



学習活動の規模が広がる

相手校と分担して調べ学習を行い、それぞれが調べたことを基に話し合うことができる。



他校の状況や様子について把握できる

同学年の子供たちとのグループ活動を経験したことが、中学校へ進学する際の自信につながる事例が見られた。



複式学級での直接指導の時間が増える

複式学級の児童生徒が、1時間を通して教員から直接指導を受けたり、質問したりする時間が増える。



場所が離れている良さを生かした学習や、離れた場所にある学習資源を利用した学習活動ができる

学級数に対して限られた人数しかA L Tがない場合でも、遠隔合同授業で一度に複数校に対して指導が行える。



遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、**中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を
保有していない
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および
A中学校の教員としての
身分を有する者(兼務発令等)

B 教諭

C 教諭



遠隔授業

A中学校（受信側）

遠隔教育特例校

※配信側については場所や
生徒の有無は問わない

対象学校種

- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校後期課程
- ・ 中等教育学校前期課程
- ・ 特別支援学校中学部

指定の要件

中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める**下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）**を満たしていると認められる場合

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- ・ 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

指定までの流れ

申請

審査・指定



希望する中学校等の
管理機関

都道府県の教育委員会又は教科書を
経由して、申請書を提出



文部科学省
文部科学省

実施計画を審査し、基準を満たしている場合、
遠隔教育特例校に指定

離島におけるオンラインを活用した学習支援の事例（高松市）

離島は教育にとって魅力的なところである一方、物理的な制約もあり身近な先輩等、将来のロールモデルになるような人々との交流が困難。



①香川大学の学生と子供たちでオンラインを中心としたワークショップ形式の交流を実施。

- ・交流を重ねるにつれ、一方通行の交流から双方向の交流が実現
- ・10回程度から、大学生と子供たちとの関係性、信頼性が構築
- ・20回程度から、交流の質が向上、大学生からのサポートがスムーズになるなど、子供たちの積極性が向上

②本土の小学校と目的を設定しない交流を毎朝30分程度実施

- ・児童からは、「船に乗らなくても、友達ができうれしかった」「友達が近くに本当にいるみたい」などの感想
- ・授業という計画された中での遠隔での交流はもちろん、休み時間に子供同士が主体的につながっている姿に可能性を感じた。偶発的な出会いの中で、即興的に創り上げていくコミュニケーションこそ、遠隔でも体温を感じることができるICT活用になることがうかがえた。



令和3年度 スマートアイランド推進実証調査

スマートシティたかまつ推進協議会

有限会社ケノヒ、高松市、株式会社NTTドコモ 四国支社、
株式会社Geolonia 発表資料より作成

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するとき、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行（IV. 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

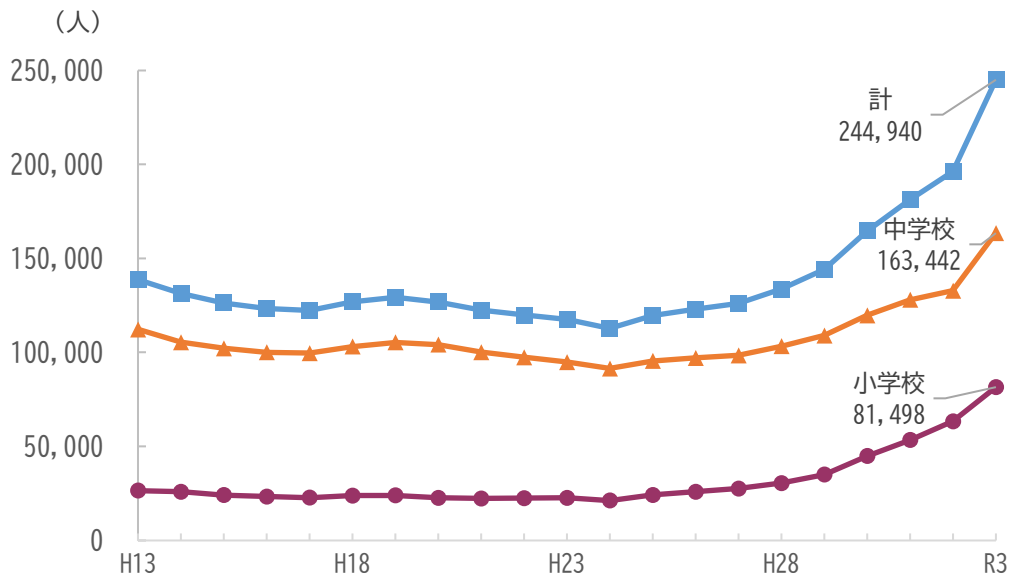
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者※のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。

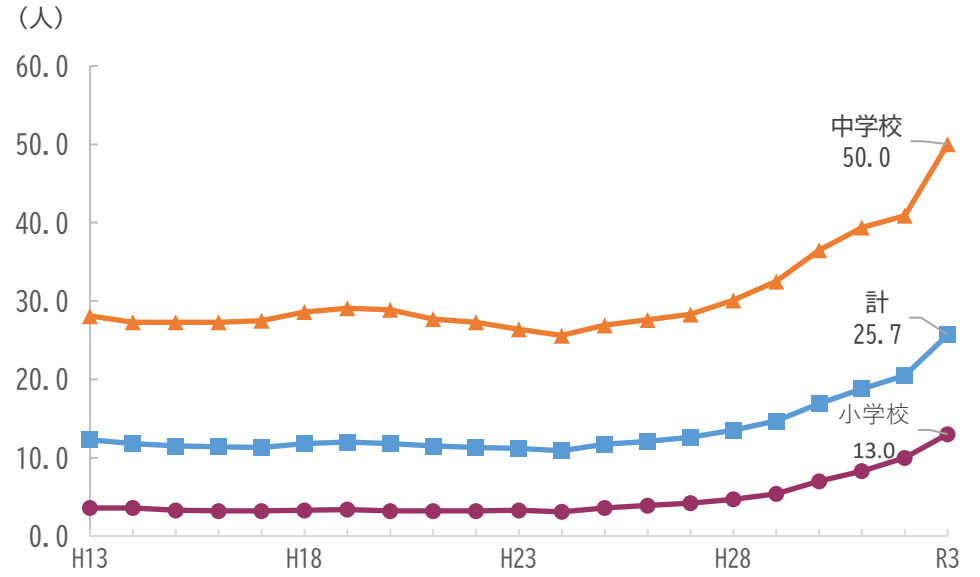
※「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒

- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



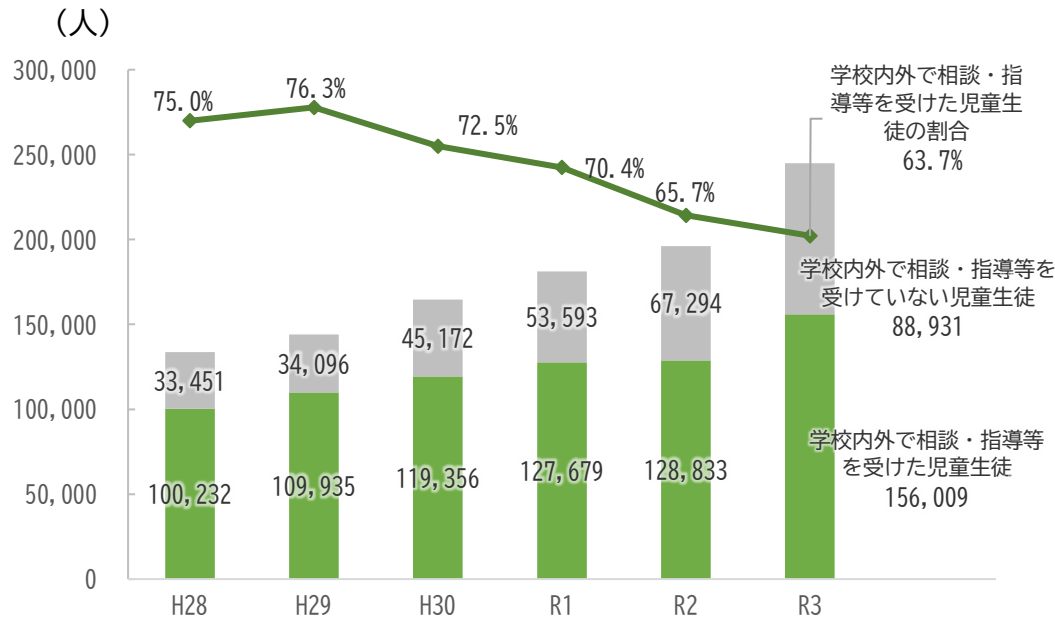
不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

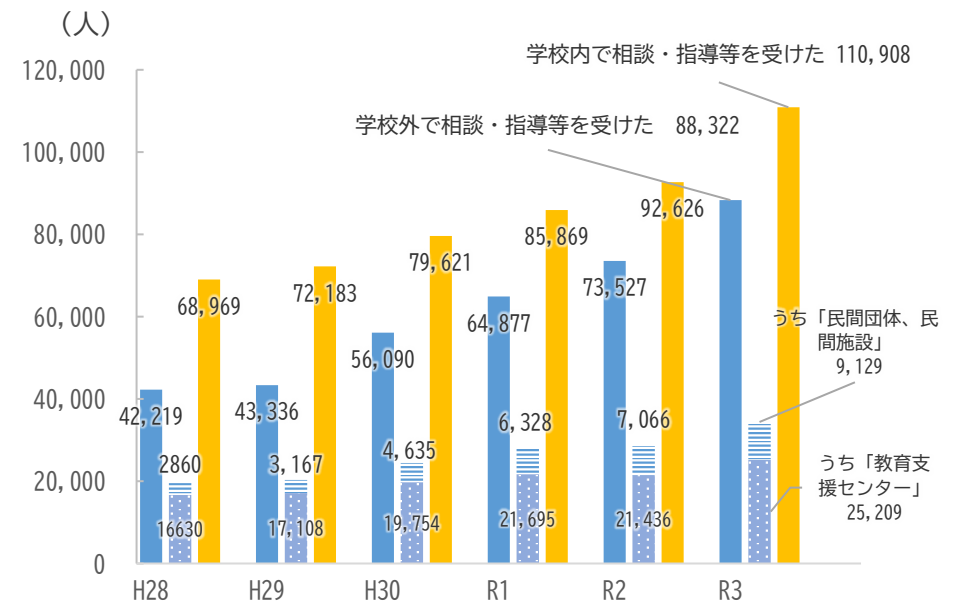
小・中学校における不登校の状況について

● 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約15万6千人(前年度約12万9千人)で、不登校児童生徒に占める割合は63.7%(前年度65.7%)である。

不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

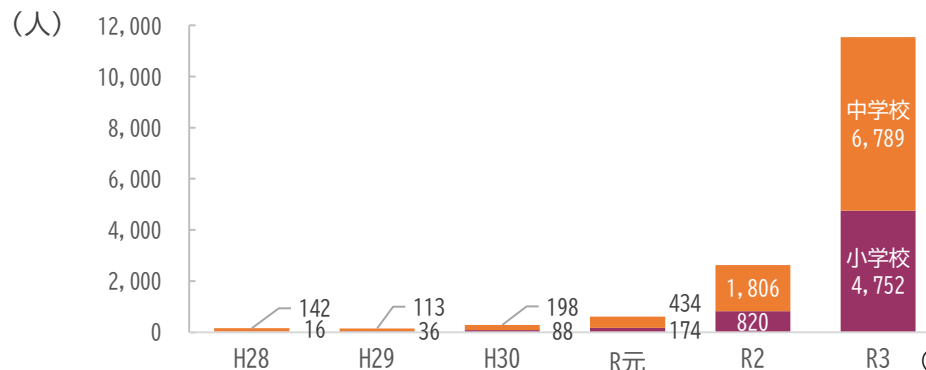


学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



(出典) 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

各校の特色ある教育課程

- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ **750時間程度**
- 体験型学習として**校外学習を年4回以上実施**
- **朝の時間や放課後のゆとり**を考え、午前2時間・午後2時間を基本とし、授業時数を770時間に設定
- 本校ならではの特色のある教科・時間として、**音楽・美術・技術・家庭を統合した「創作工房」、道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」等を新設**
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）を**ソーシャルスキルトレーニング**の授業として実施
- 理科や社会を中心に、問題解決学習を中心とした**合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動**を実施
- **習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成**を行い指導を実施
- **一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピード**で実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、**総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）に増加**

教育上の効果

- 市内で不登校になっている児童生徒を受け入れることで、**基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている**。特に学習意欲があるが、学校に通えない子供には大きな改善や効果がある教育活動を実施できていると考える。
- 生徒は各々の発達のペースに合わせた課題設定がなされ、それらの**スモールステップに対する取組みが評価されること**によって**自己肯定感が高まった**。それまで諦めがちであったことにも意欲的に挑戦する姿勢が多くなった。このことは高等学校またその先の進路設定にも好影響を与え、それぞれ自分に合った自立の道を得ている。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、**不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している**。不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず**行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効**である。特に定員を少数としていることもあり、**集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている**。

不登校特例校の設置状況について

R4年度時点:21校
(うち、公立学校12校、私立学校9校)



教育支援センター（適応指導教室）における不登校児童生徒への支援について

○ 教育支援センター

教育支援センターとは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、**集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充等のため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、組織的、計画的な支援を行う組織として設置したもの。**

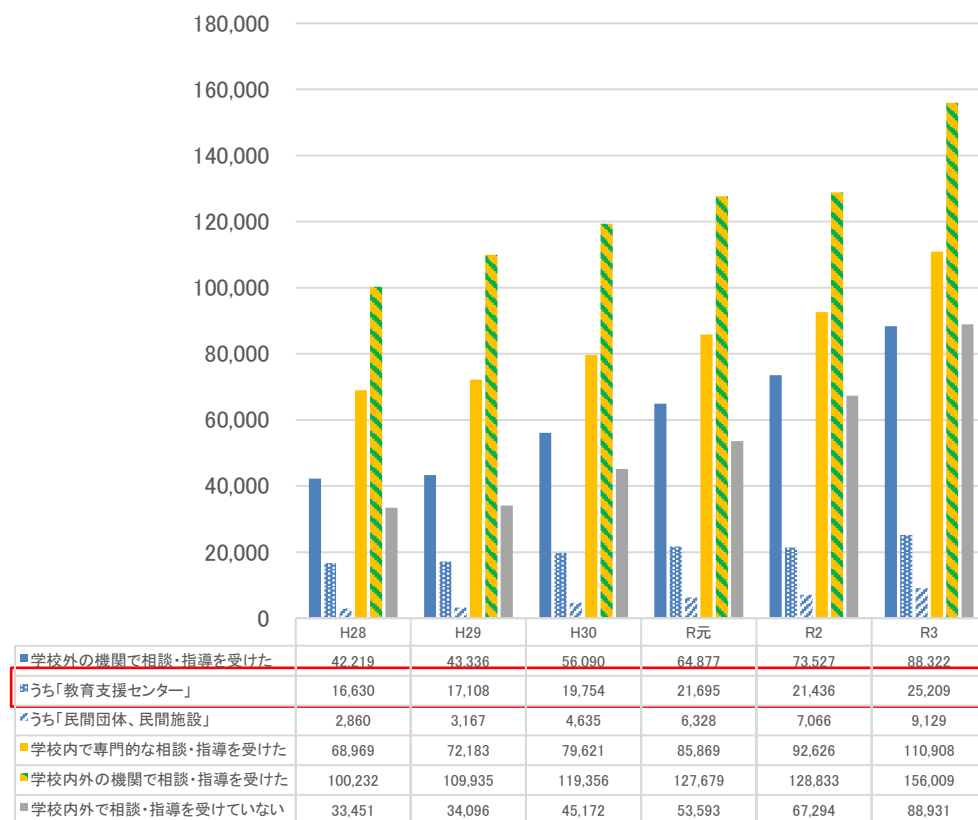
【全国の設置数・利用児童生徒数(令和3年度)】

- 設置数 : 1,634箇所 (R2:1,579箇所)
- 利用児童生徒数 : 25,209人
(不登校児童生徒の10.3%)

【教育支援センターにおける活動例】

- ・ カウンセリング等を通じた教育相談活動
(カウンセリング、グループ面接)
- ・ 教科学習の指導
(児童生徒が自分で立てた学習計画に沿った学習支援)
- ・ 自然体験や社会体験等を通じた体験活動
(自然の中での宿泊キャンプ、ボランティア活動等)
- ・ グループ活動
(陶芸、調理実習、手芸、ゲーム、軽スポーツ等)

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数



(出典) 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査について

1. 調査の目的

教育支援センター（適応指導教室）の現状に関する基礎的情報を把握する。

「教育支援センター（適応指導教室）」（以下、教育支援センターとする。）とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局（以下「教育委員会等」という。）が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

2. 調査時点及び調査対象

平成29年度間に都道府県及び市区町村（事務組合、広域連合及び共同設置を含む。）教育委員会等に対して調査を実施

3. 主な調査事項

- ①教育支援センターの有無 ②教育支援センターの概況 ③在籍者の状況 ④職員の状況等 ⑤活動内容等 ⑥家庭への訪問指導
⑦学校との連携 ⑧教育委員会との連携

4. 教育支援センターの設置者及び設置期間

◇都道府県の設置数は、約2%と低く、市町村による設置がほとんどを占める。

区分	施設数	割合(%)
ア 都道府県	27	2.1%
イ 政令指定都市	50	3.9%
ウ 中核市	92	7.1%
エ その他の市町村	1126	86.9%
計	1295	

◇設置から10年以上の施設が約80%ある。

区分	施設数	割合(%)
①5年未満	125	9.7%
②5年以上10年未満	133	10.3%
③10年以上20年未満	467	36.1%
④20年以上	570	44.0%
計	1295	

5. 受け入れる対象児童生徒

◇小・中学生以外を受入対象としている施設は少ない。

区分	小学生	中学生	高校生	高校中退	その他
ア 設置者が所管する地域に住所のある子供	806	810	57	50	36
イ 設置者が所管する地域にある公立学校に通う子供	1100	1125	40	22	21
ウ 設置者が所管する地域にある国立学校に通う子供	154	162	9	5	6
エ 設置者が所管する地域にある私立学校に通う子供	185	208	11	5	6

民間の団体・施設との連携等に関する実態調査について

1. 調査の目的

不登校児童生徒の支援に当たって、教育委員会・知事部局・国立大学法人及び公立大学法人（以下教育委員会等という。）と民間団体・施設とが連携して取り組んでいる現状等を把握する。

2. 調査時点及び調査対象

平成30年12月に都道府県及び市区町村教育委員会、知事部局、国立大学法人、公立大学法人を対象に調査（計1964）

3. 主な調査事項

- 教育機会確保法成立後の取組
- 教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無
- 連携がある団体・施設の状況（形態、受入対象、活動内容、会費等）
- 連携がある団体・施設に在籍する者の状況（在籍者数、うち出席扱いとなっている者の数等）
- 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

4. 団体・施設の類型、受入児童生徒の区分

◇フリースクール（フリースペースを含む）が約72%で最も多い

◇在籍する義務教育段階の子供の数は、約2,800人（小学生約960人、中学生約1,850人） ※いずれも調査時点（H30）

区分	団体・施設数	割合（%）
①フリースクール（フリースペースを含む）（※）	252	71.8%
②親の会	10	2.8%
③学習塾	10	2.8%
④その他特色ある教育を行う施設など	79	22.5%
計	351	

受入児童生徒の区分	男	女
小学生	258	256
中学生	292	285
高校生	175	172
高校に在籍しない15～18歳（高校中退者を含む）	137	133

※ ここで言う「フリースクール（フリースペースを含む）」とは、不登校の子供を受け入れることを主な目的とする団体・施設を指す。

5. 団体からの要望等

- ◇家庭の経済状況に関係なく、フリースクール等で学習機会を確保するため、経済的支援も含めて、支援制度を確立すること。
- ◇GIGA端末を活用するために、フリースクールに対して通信費用の支援を求める。 等

6. 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

- ◇子供たちへの指導等に関する連携内容として最も多いのは「通所の実績や支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行っている」である。(約68%)
- ◇その他、不登校対策の推進に当たって「教育委員会等が主催する不登校対策推進のための会議に、当該民間施設・団体の職員が参加している」といった連携も多く行われている。(約43%)

【通っている子供たちへの指導等に関する教育委員会等との連携】

(n=290)

区分	回答数	割合(%)
ア 通所の実績や支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行っている。	198	68.3%
イ 当該民間の施設・団体へ通った場合の学習の評価や指導要録への記載の在り方等について、協議するなどしている。	59	20.3%
ウ 子供たちが在籍する学校や学級で使用しているプリント資料等を、当該民間の施設・団体でも活用している。	110	37.9%
エ 教育委員会等の職員等が定期的に当該民間の施設・団体を訪問して、情報共有を行っている。	124	42.8%
オ 当該民間の施設・団体の職員等が定期的に教育委員会等へ来訪して、情報共有を行っている。	97	33.4%
カ 教育委員会等が主催する不登校児童生徒の支援会議に、当該民間の施設・団体の職員が参加している。	116	40.0%
キ 子供たちの進路指導について、当該民間の施設・団体と協議を行い、連携して実施している。	82	28.3%

【その他の連携】

(n=290)

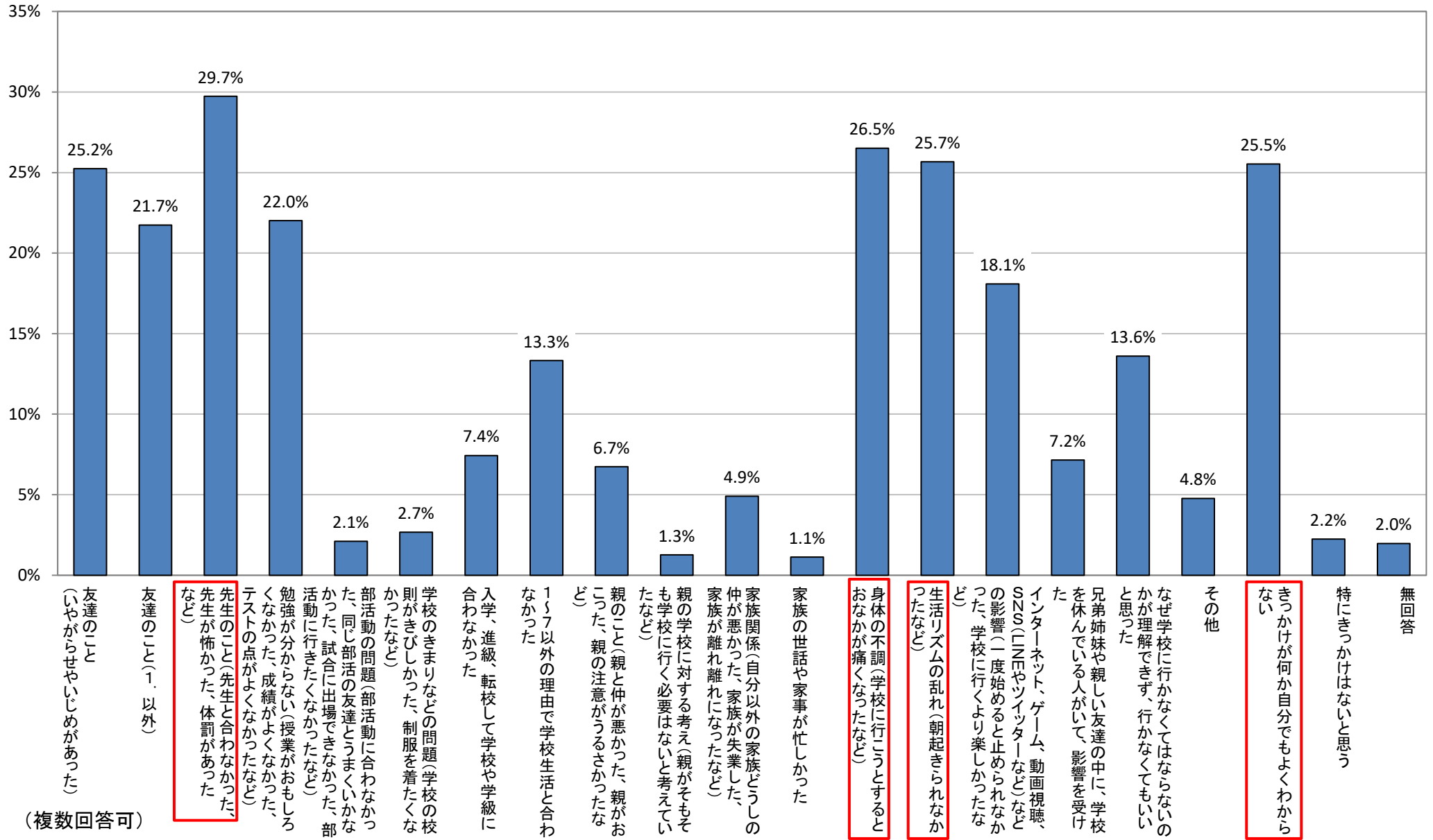
区分	回答数	割合(%)
ア 教育委員会等が主催する不登校対策推進のための会議に、当該民間施設・団体の職員が参加している。	125	43.1%
イ 教育委員会等が主催する不登校対策推進のための研修や講演会等の事業に、当該民間施設・団体の職員が参加している。	80	27.6%
ウ 教育委員会等が発行する不登校対策のための資料等に、当該民間の施設・団体の情報を掲載している。	90	31.0%
エ その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事が、当該民間施設の研修会の講師を務めている。 ・教育支援センターの体験学習の場として連携している。 等 		

令和2年度 不登校 実態調査

最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ①

○「先生のこと(30%)」、「身体の不調(27%)」、「生活リズムの乱れ(26%)」の順で高い割合である。
 ○2割強は、「きっかけが何か自分でもよくわからない」と回答している。

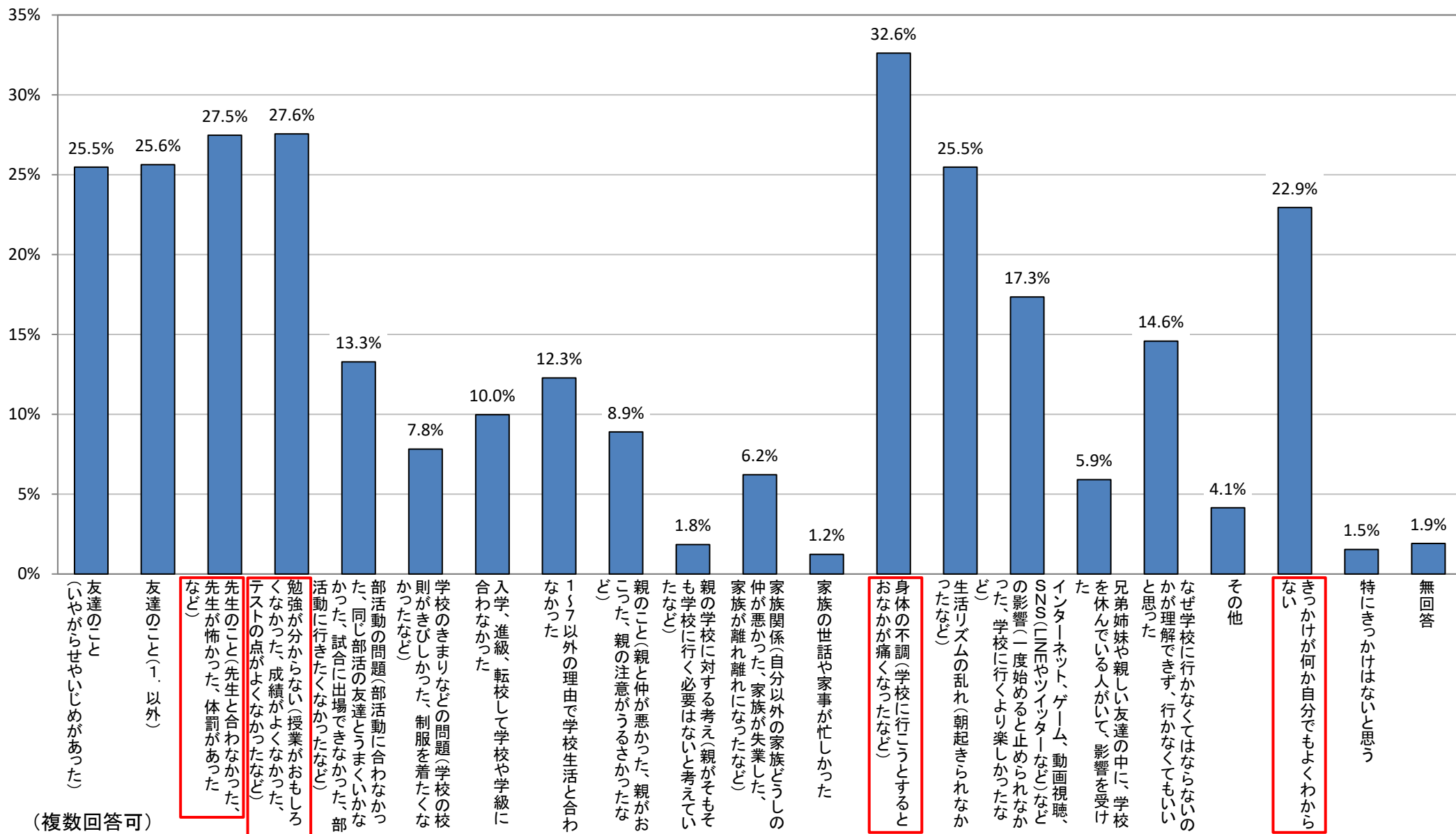
【小学校】



最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ②

○「身体の不調(33%)」、「勉強が分からない(28%)」、「先生のこと(28%)」の順で高い割合である。
 ○2割強は、「きっかけが何か自分でもよくわからない」と回答している。

【中学校】

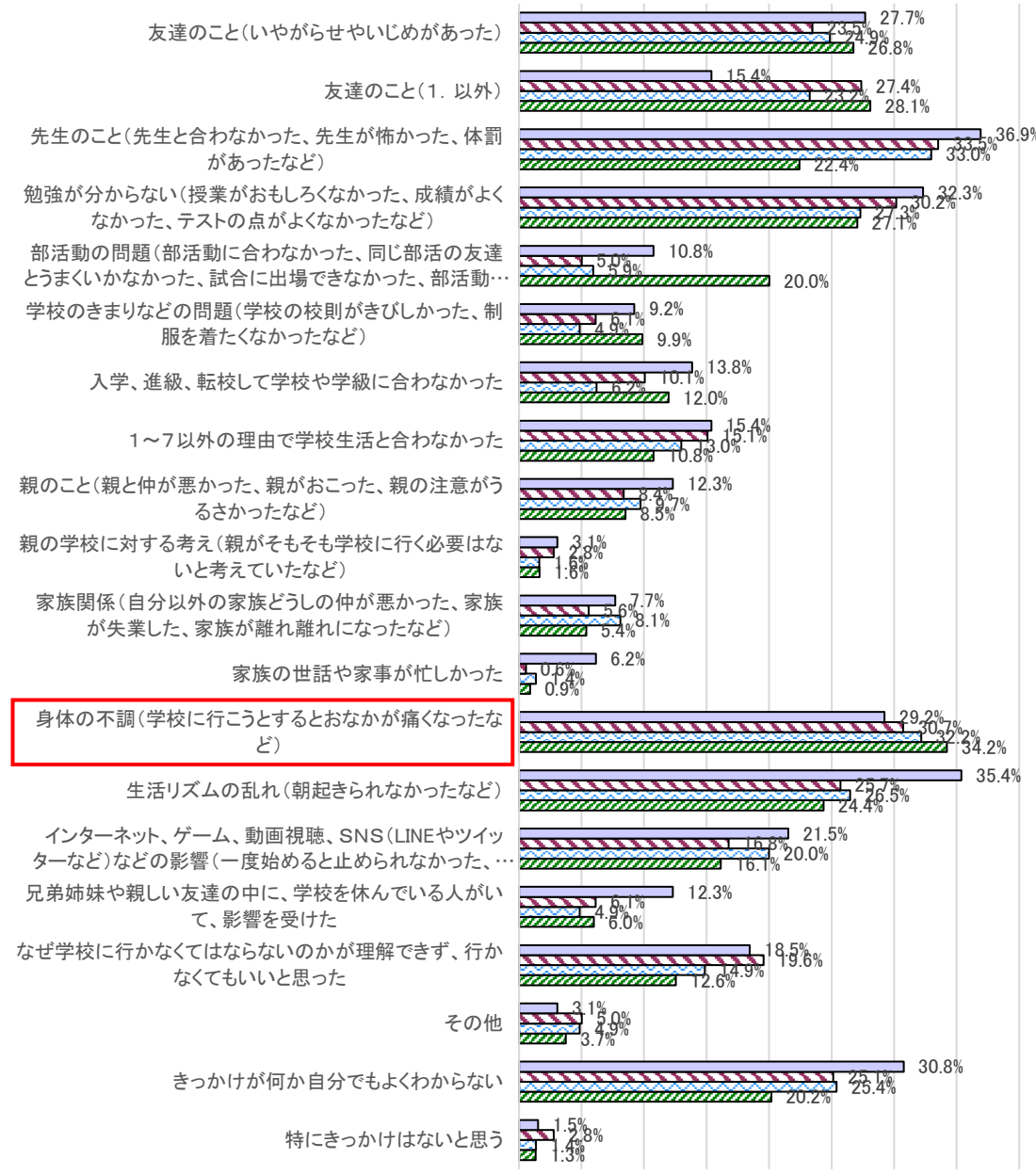
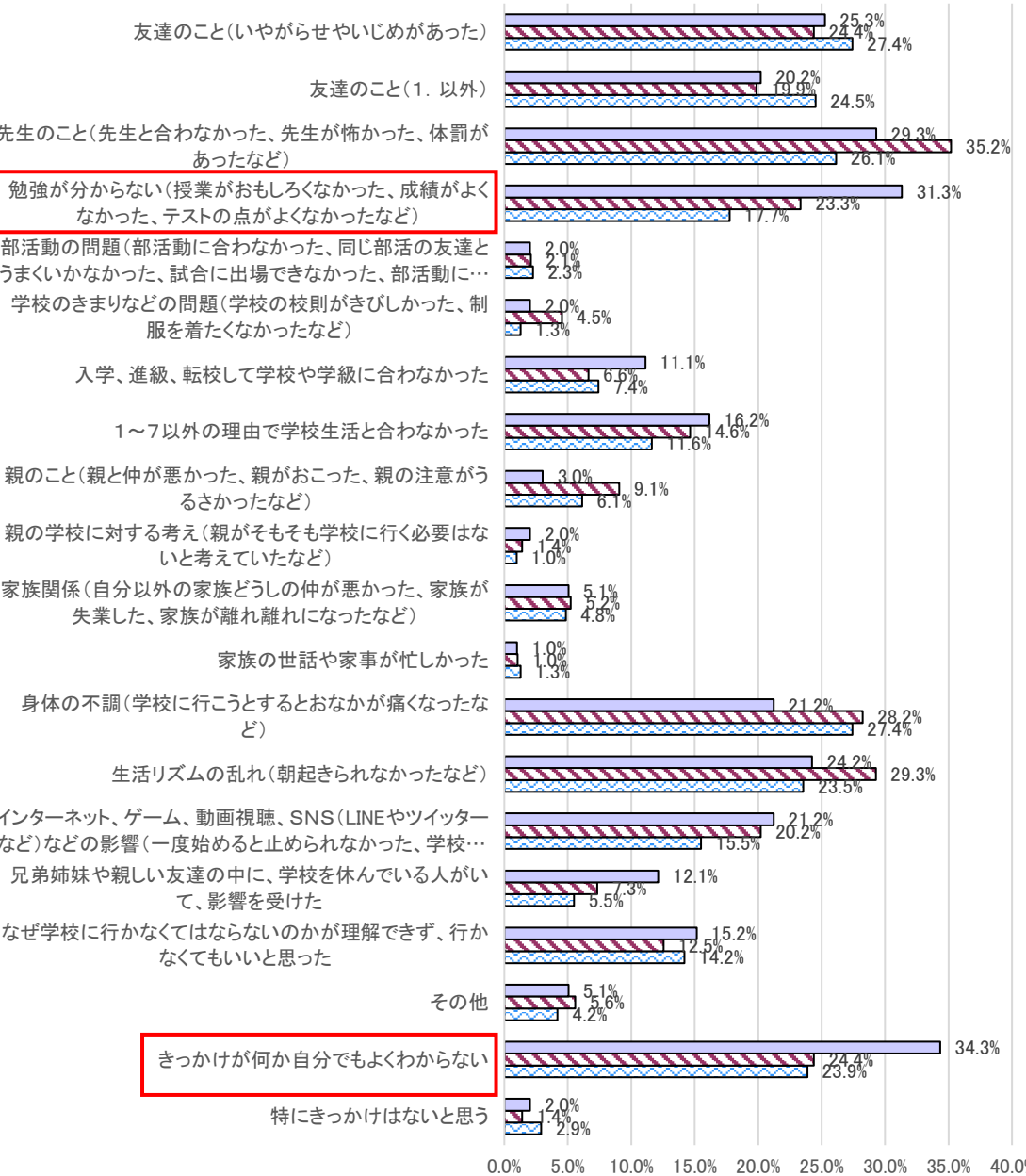


小学校（左図）：低学年で不登校になった児童の方が、勉強がわからないことが最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけと挙げる割合が高い。また、きっかけが自分でもよくわからないと回答する割合も高い。

中学校（右図）：中学校1年生で不登校になった場合、身体の不調が最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけと挙げる割合が高い。

昨年までの欠席状況 × 最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（小学校）

昨年までの欠席状況 × 最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（中学校）



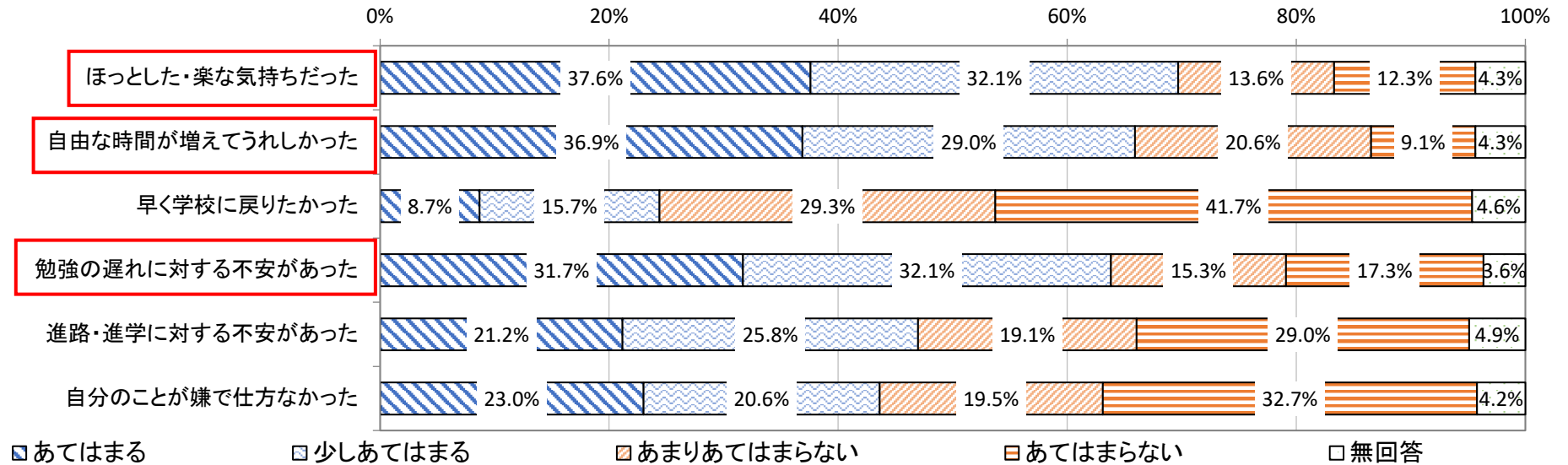
□小学校低学年 ■小学校中学年 ▨小学校高学年(小学校5年生)

□小学校低学年 ■小学校中学年 ▨小学校高学年 ■中学校1年生

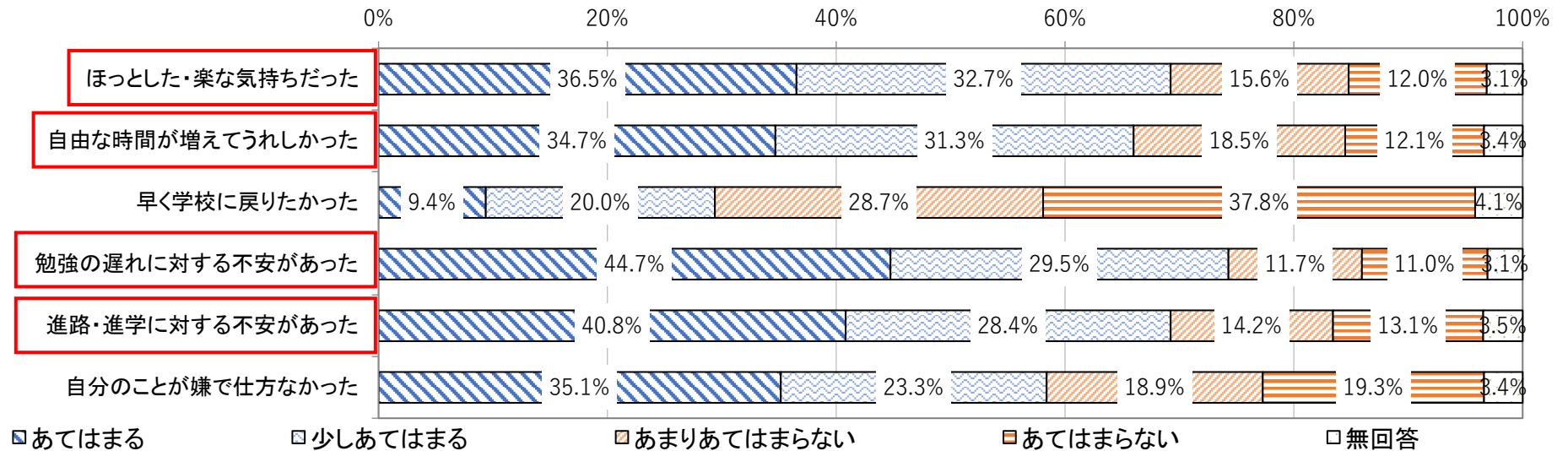
学校を休んでいる間の気持ち（安心や不安）について

「あてはまる」と「少しあてはまる」を合わせた割合をみると、
 ○小学生からの回答では、「ほっとした・楽な気持ち（70%）」、「自由な時間が増えてうれしかった（66%）」、「勉強の遅れに対する不安があった（64%）」の割合が高い。
 ○中学生からの回答では、「勉強の遅れに対する不安があった（74%）」、「ほっとした・楽な気持ちだった（69%）」、「自由な時間が増えてうれしかった（69%）」、「進路・進学に対する不安があった（69%）」が約7割で高い。

【小学校】

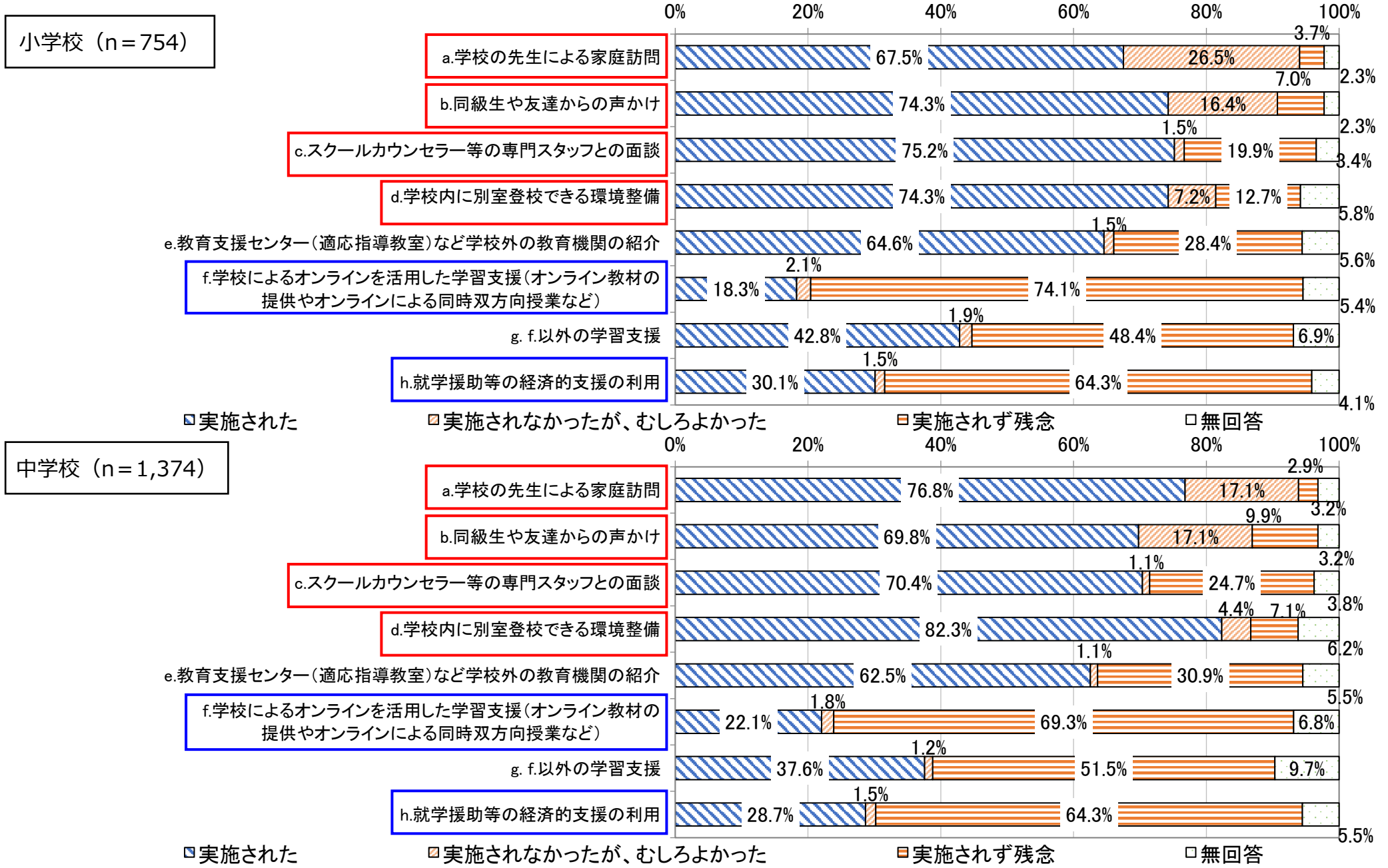


【中学校】



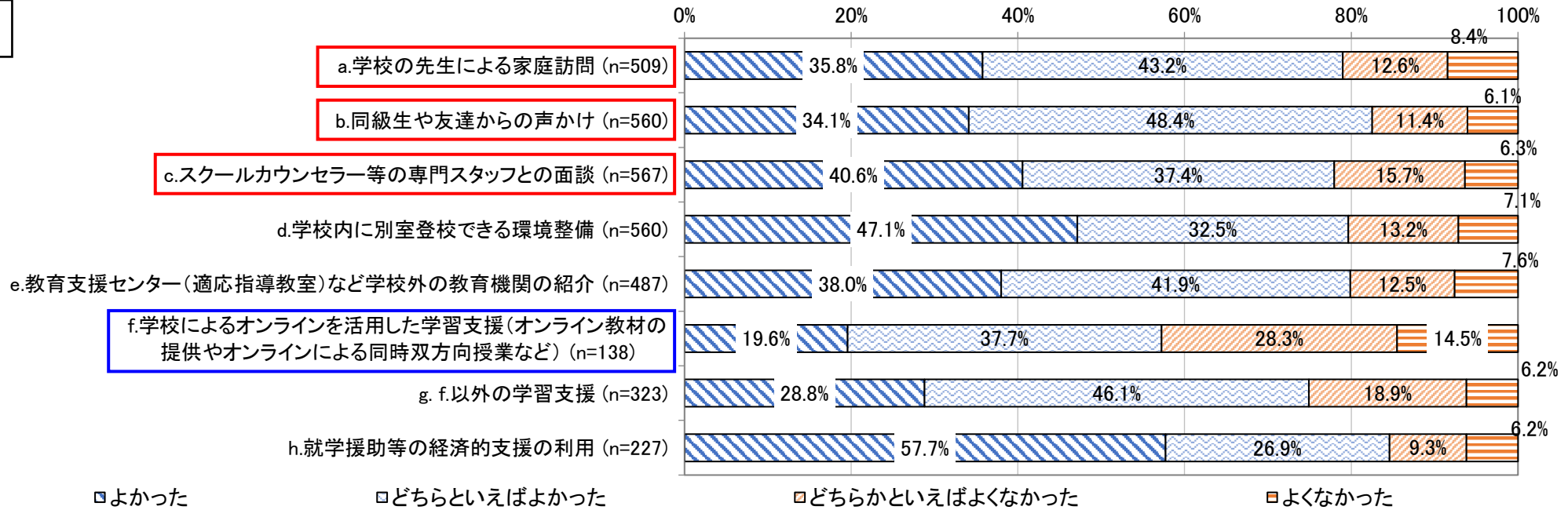
学校の対応の有無

○保護者からの回答では、小学生・中学生ともに、学校の先生による家庭訪問や同級生による声かけ、専門スタッフとの面談や別室登校できる環境整備について、7割～8割程度の保護者が「実施された」と回答している。
 ○他方、オンラインを活用した学習支援や、就学援助等の経済的支援については、6割～7割程度の保護者が、「実施されず残念」と回答している。

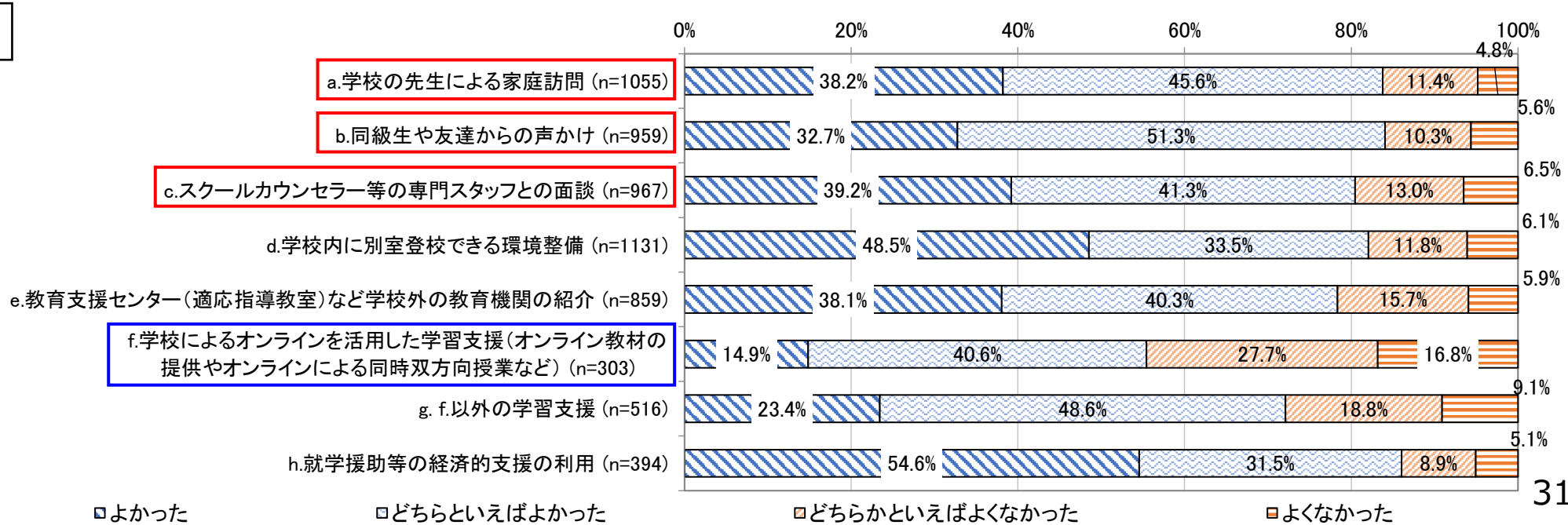


○前頁各項目の支援が「実施された」と回答した保護者に対象の支援の評価を聞いたところ、小学校・中学校ともに、学校の先生による家庭訪問や同級生からの声掛け、スクールカウンセラー等の専門スタッフとの面談などで肯定的な回答が7割から～8割程度であった。
 ○他方、オンラインを活用した学習支援については、肯定的な回答の割合が5割程度にとどまっていた。

小学校



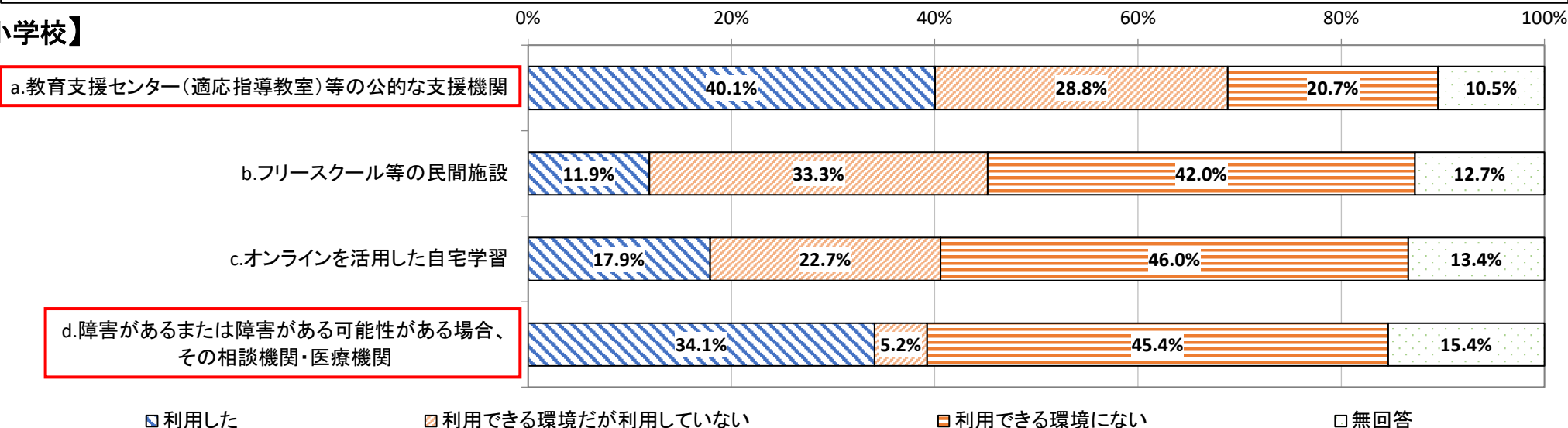
中学校



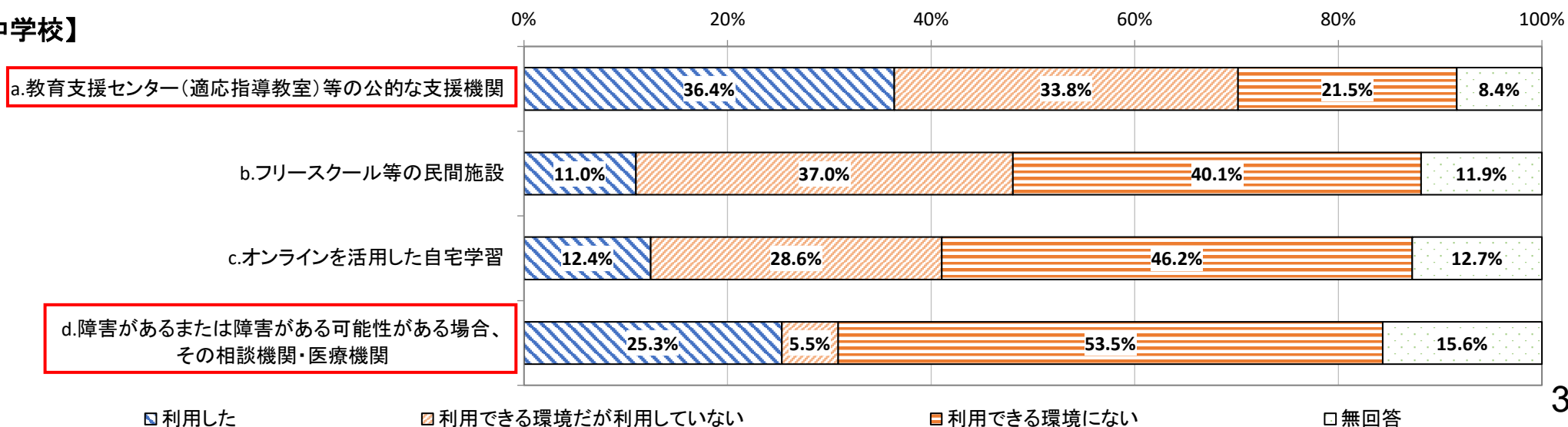
支援機関等の利用の有無

- 小学生保護者からの回答では、いずれの支援機関も4割以下の利用と学校外支援の利用はあまり進んでいない。
「教育支援センター（適応指導教室）等の公的な支援機関（40%）」、「障害があるまたは障害がある可能性がある場合、その相談機関・医療機関（34%）」で4割程度である。
- 中学生保護者からの回答では、小学校と同様、いずれの支援機関も4割未満の利用となっている。比較的利用されている「教育支援センター（適応指導教室）等の公的な支援機関（36%）」、「障害があるまたは障害がある可能性がある場合、その相談機関・医療機関（25%）」でも3割前後である。

【小学校】



【中学校】



- 支援機関を利用した小学生保護者の回答では、いずれの支援機関についても7割以上の保護者が肯定的な回答をしている。特に「障害がある場合又は障害がある可能性がある場合における相談機関・医療機関」への肯定的な回答の割合が高い。
- 中学生保護者からの回答では、小学校と同様、いずれの支援機関についても7割以上の保護者が肯定的な回答をしている。特に、「教育支援センター等の公的な支援機関」及び「障害がある場合又は障害がある可能性がある場合における相談機関・医療機関」への肯定的な回答の割合が高い。

小学校

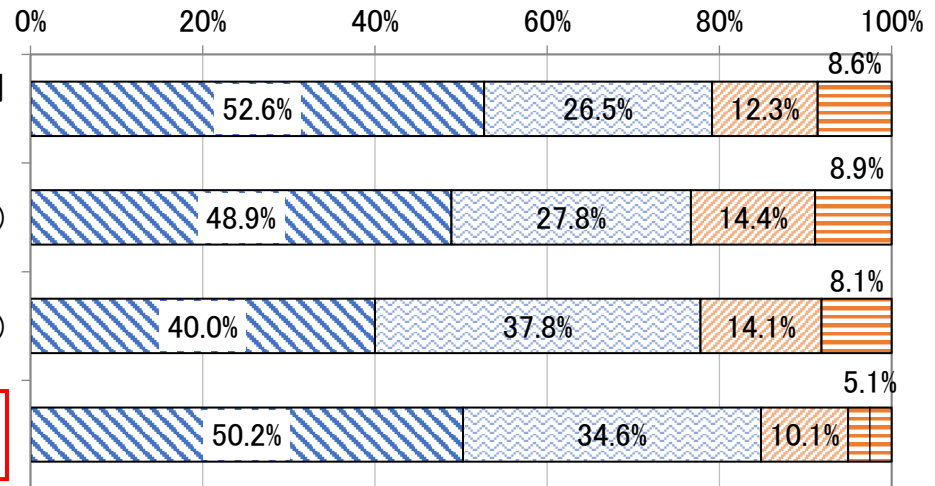
a.教育支援センター(適応指導教室)等の公的な支援機関 (n=302)

b.フリースクール等の民間施設 (n=90)

c.オンラインを活用した自宅学習 (n=135)

d.障害があるまたは障害がある可能性がある場合、その相談機関・医療機関 (n=257)

□よかった □どちらといえばよかった □どちらかといえばよくなかった □よくなかった



中学校

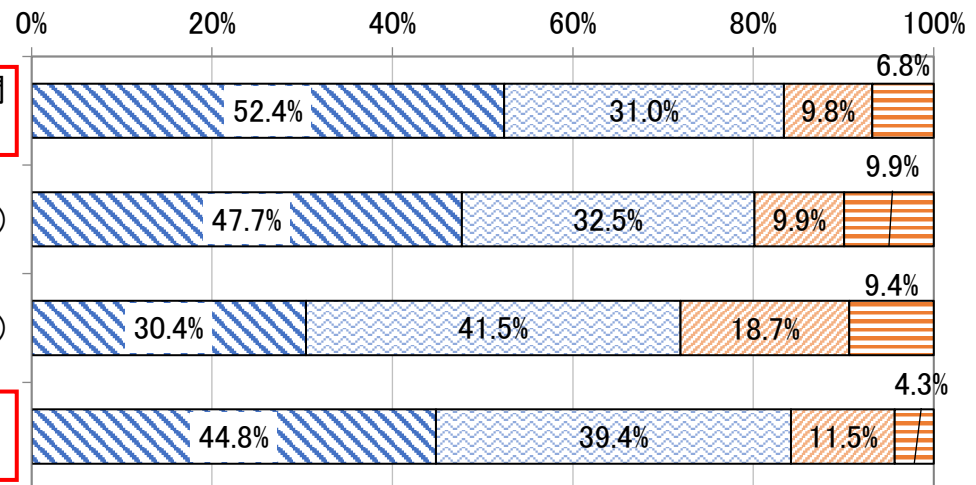
a.教育支援センター(適応指導教室)等の公的な支援機関 (n=500)

b.フリースクール等の民間施設 (n=151)

c.オンラインを活用した自宅学習 (n=171)

d.障害があるまたは障害がある可能性がある場合、その相談機関・医療機関 (n=348)

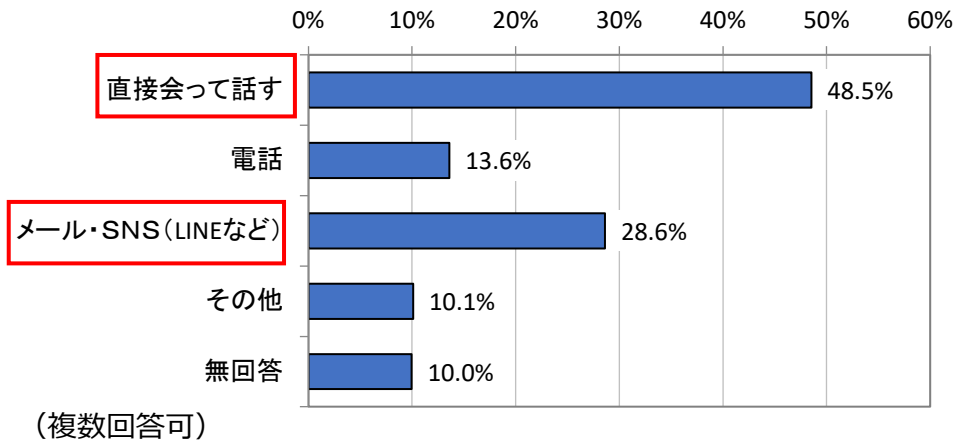
□よかった □どちらといえばよかった □どちらかといえばよくなかった □よくなかった



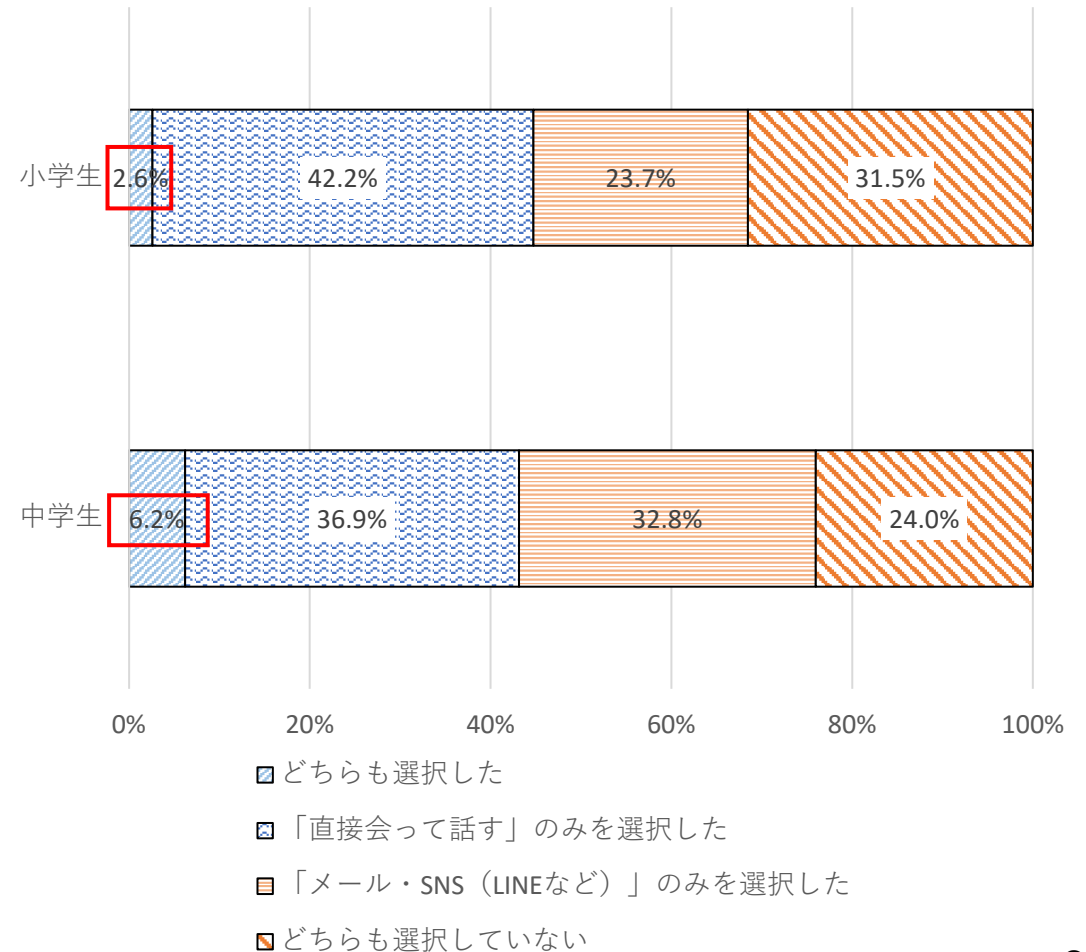
相談しやすい方法

- 小学生からの回答では、「直接会って話す」を選んだ割合が高い。
- 中学生からの回答では、「直接会って話す」と「メール・SNS（LINEなど）」を選んだ割合が高い。
- 小・中学生共に複数選択可であるにもかかわらず「直接会って話す」「メール・SNS（LINEなど）」のどちら両方とも選択した割合は1割未満であり低く、相談しやすい手段はばらつきが見られる。

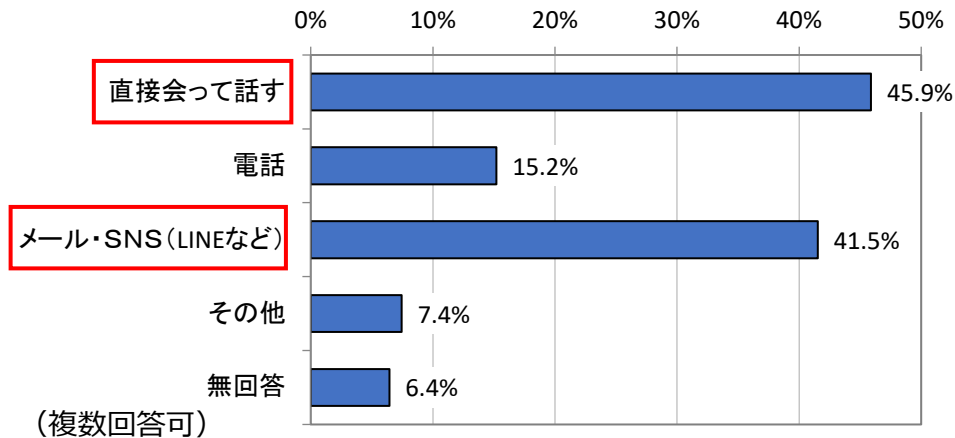
【小学校】



【校種×相談しやすい方法】



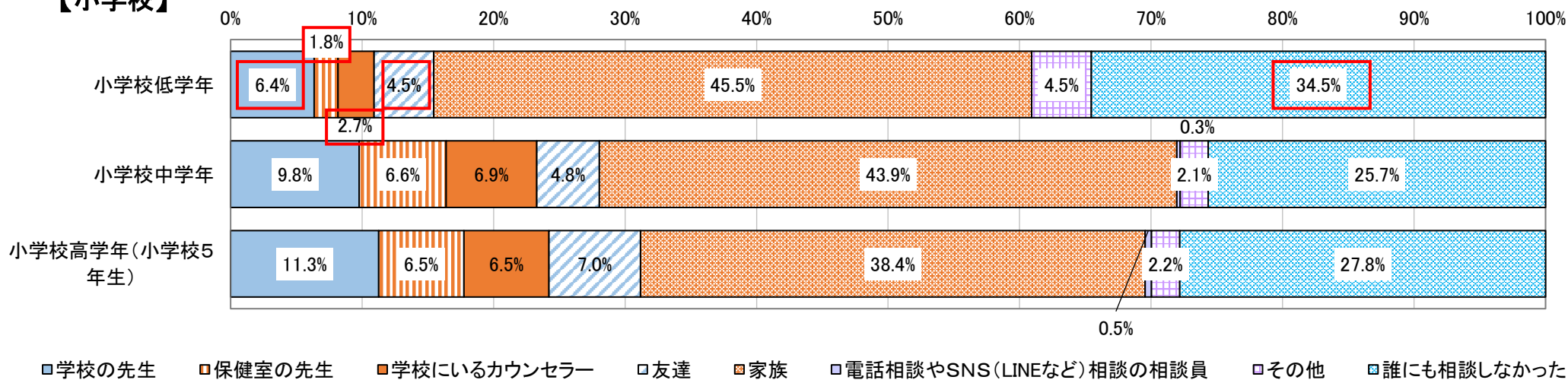
【中学校】



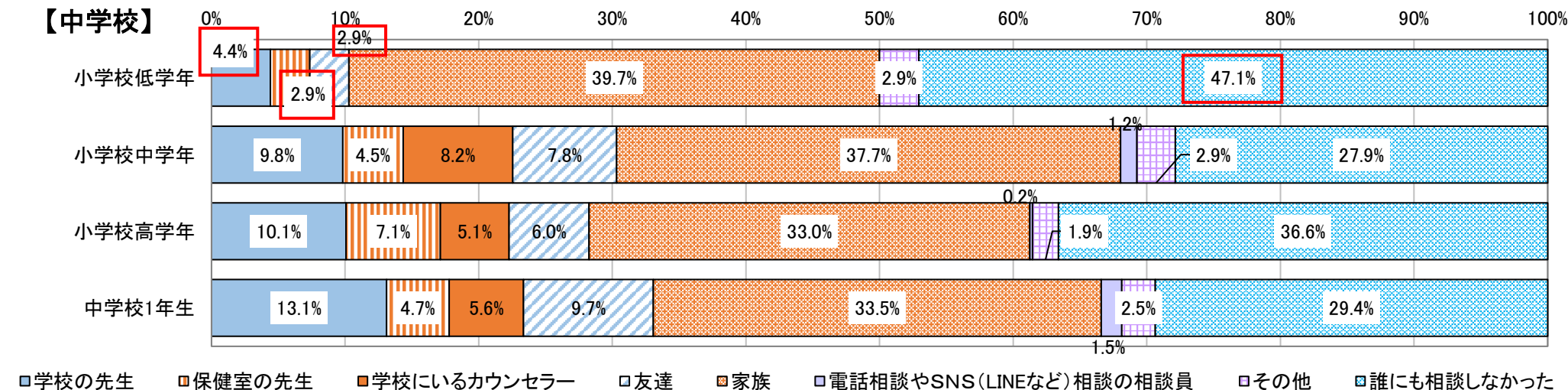
学校に行きづらいと感じ始めた時に相談した相手

- 児童生徒が最初に30日以上欠席をした時期によって低学年群、中学年群、高学年群に分類。
- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間に相談した相手」（複数回答）を見ると、小学生からの回答では、学校に行きづらいと感じ始めた時に低学年群は他の群と比較して「学校の先生」「保健室の先生」「学校にいるカウンセラー」「友達」に相談したと回答した割合が低く、「誰にも相談しなかった」が高い。
- 中学生の回答からも同様のことが言える。

【小学校】



【中学校】



(複数回答可)